



2022年5月24日

各 位

会社名 Institution for a Global Society株式会社
代表者名 代表取締役社長 福原 正大
(コード番号：4265 東証グロース)
問合せ先 取締役CFO 西脇 義高
(TEL. 03-6447-7151)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、2022年6月27日開催予定の第12回定時株主総会にて定款一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。
当社は、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。なお、本定款変更の効力発生は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものといたします。
- (3) 第10回定時株主総会において、取締役の任期を1年に短縮しておりますが、取締役が中長期的視野に立った経営を行うことを目的として、取締役の任期を2年に伸長するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を新設するものであります。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月27日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月27日（予定）

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) (条文省略) (新 設) (新 設)</p> <p>(9)、(10) (条文省略)</p> <p>第3条～第11条 (条文省略)</p> <p>第12条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 (新設)</p> <p>第13条、第14条 (条文省略)</p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものと同みなすことができる。 (新 設)</p> <p>第16条～第20条 (条文省略)</p> <p>第21条 (任期) 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p> <p>第22条～第47条 (条文省略) (新 設) (新 設)</p>	<p>第2条 (目的) (現行どおり) (1)～(8) (現行どおり) (9) 暗号資産の企画、開発、発行及び管理 (10) 資金決済に関する法律に基づく前払式支払手段の企画、開発、発行及び管理 (11)、(12) (現行どおり)</p> <p>第3条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第12条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 <u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条、第14条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>第15条 (電子提供措置等) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第16条～第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条 (任期) 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第47条 (現行どおり)</p> <p>(附則) 第1条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) <u>定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u> <u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>